

審議会等設置状況

(令和 6年 2月16日 現在)

基本情報

審議会等の名称	嬉野市放置自動車廃物判定委員会
設置の根拠	嬉野市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例(平成18年条例第115号)
担当事務	放置自動車の廃物の判定その他放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関し必要な事項を審議すること。
委員数	15人以内
委員の任期	2年
所管課	財政課 資産管理グループ (電話番号 0954-66-9114)

委員名簿(順不同・敬称略)

	氏名	所属・経歴等	任期
1			
2			
3		必要に応じ、そのつど委嘱される	
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			